

第3節 火の使用に関する制限等

(喫煙等)

- 第24条 次に掲げる場所で、消防長が指定する場所においては、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んで서는ならない。ただし、特に必要な場合において所轄消防署長が火災予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。(う)(け)(さ)
- (1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場(以下「劇場等」という。)の舞台又は客席(け)
 - (2) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場(以下「百貨店等」という。)の売場又は展示部分(け)
 - (3) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定によつて重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和8年法律43号)の規定によつて重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲(せ)
 - (4) 第1号及び第2号に掲げるもののほか、火災が発生した場合に人命に危険を生ずるおそれのある場所(け)(せ)
- 2 前項の消防長が指定する場所には、客席の前面その他の見やすい箇所に「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。この場合において、標識の色は、地を赤色、文字は白色とするものとする。(う)
- 3 第1項の消防長が指定する場所(同項第3号に掲げる場所を除く。)を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。ただし、第2号に掲げる場合において、健康増進法(平成14年法律第103号)第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設けるときは、同号の標識の設置を要しない。(け)(せ)(へ)(ん)
- (1) 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている場合 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該防火対象物内における喫煙の全面的な禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置
 - (2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置
- 4 第2項又は前項第2号の標識と併せて図記号による標識を設ける場合における当該標識の図記号については、第2項の標識(「禁煙」又は「火気厳禁」と表示したものに限る。)と併せて設けるときは国際標準化機構の規格7010又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、前項第2号の標識と併せて設けるときは国際標準化機構の規格7001又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。(ん)
- 5 第3項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下(所轄消防署長が避難上支障がないと認められた部分を除く。)以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における喫煙の全面的な禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該

階において喫煙所を設けないことができる。(け)(さ)(せ)(へ)(ん)

6 前項の喫煙所の床面積の合計は、劇場等の客席の床面積の合計の30分の1以上としなければならない。ただし、消防長が、当該劇場等の使用状況等から判断して、火災予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。(へ)

7 第1項の消防長の指定する場所の関係者は、当該場所で喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込もうとしている者があるときは、これを制止しなければならない。(う)(せ)(へ)

条則

(危険物品等)

第7条 条例第24条第1項に規定する消防長が指定する場所において、同項ただし書の規定により業務上喫煙し、裸火を使用し、又は次に掲げる危険物品(常時携帯するもので軽易なものを除く。)を持ち込むための承認を受けようとする者は、これらの行為を行う日の3日前までに申請書を提出しなければならない。ただし、同項第3号に掲げる場所で、消防長が指定する場所において、伝統的行事、宗教的行事等又は生活に必要な営みのために、これらの行為を行おうとする者については、この限りでない。

(1) 法別表に掲げる危険物又は条例別表第8に掲げる可燃性固体類及び可燃性液体類(つ)

(2) 一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号)第2条第1号に掲げる可燃性ガス

(3) 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条第1項に規定する火薬類

(あ)(え)(お)(く)(け)

(標識等) -抜粋-

第16条 条例第12条第1項第5号(条例第8条の3第1項及び第3項、第12条第3項、第12条の2第2項、第13条第2項及び第3項並びに第14条第2項及び第4項において準用する場合を含む。)、第18条第3号、第24条第2項、第3項各号及び第5項ただし書、第29条第6項並びに第51条第4号並びに第9条第5号に規定する標識及び表示板は、別表第4の各項に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各項の右欄に定める大きさ及び色によるものとする。(つ)(と)(ぬ)(ひ)

別表第4（抜粋）

標識及び表示板	大 き さ 及 び 色			
	大 き さ		色	
	幅 センチ メートル	長さ センチ メートル	地	文字 又は 表示
「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識及び防火対象物内又は一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識	25 以上	50 以上	赤	白
「喫煙所」と表示した標識	30 以上	10 以上	白	黒

【解説】

本条は、劇場、百貨店等で火災が発生した場合、特に、人命危険、延焼拡大危険が大きいことから、主として公衆の出入りする場所における「喫煙」、「裸火の使用」、「危険物品持込み」の各行為を禁止する規定である。

1 第1項は、主として公衆の出入りする場所において喫煙し、裸火を使用し、又は危険物品を持ち込むことを禁止した規定である。その場所の指定は、消防長が行うこととしており、これを受けて、昭和60年7月12日広島市消防局告示第1号により指定している。また、後段のただし書の部分は、火災予防上支障のない場合の例外措置を認め、運用に当たり具体的妥当性が確保できるように配意したものであり、その手続きについては条則第7条で示している。

なお、これらの運用等については、「火災予防条例第24条の運用基準」において定めている。

2 第2項は、消防長が指定した場所に、喫煙、裸火の使用又は危険物品持込みを禁止する旨の標識を設けることについて規定したものであり、標識については、条則第16条及び別表第4において定められている。

3 第3項第1号は、消防長が指定する場所を有する防火対象物を全面的に禁煙とする場合は、全面

禁煙の実効性を確保するため、消防長が火災予防上必要と認める措置を講じなければならないとしたもので、必要な措置の具体的な例は、「火災予防条例第24条の運用基準」において示している。

第2号は、消防長が指定する場所を有する防火対象物を部分禁煙とする場合で、喫煙に起因する火災を未然に防止するという観点から、適当な数の喫煙所を設けて、その旨を表示することとしている。

ただし、「喫煙所」と表示した標識の設置については、健康増進法（平成14年法律第103号。以下同じ。）第33条第2項に規定する「喫煙専用室標識」を設ける場合においては設置しなくてもよいものである。

なお、適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する「指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。

4 第4項は、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号については国際標準化機構の規格（以下「ISO」という。）7010又はJIS Z 8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号についてはISO 7001又はJIS Z 8210に適合するものとしなければならないこととしている。これは、誰もが容易に標識の意味を、理解できるよう図記号を統一することにより、その実効性を高め、防火安全性の向上を図ろうとするものである。そのため、日本国内で統一された図記号であるJIS、又は、外国人等にとっても容易に認識できるものとするため、ISOを採用している。

なお、図記号の大きさについては、文字による標識とのバランスを考慮し、必要に応じた大きさにして差し支えない。

図 24-1 JIS Z 8210



図 24-2 ISO 7001 及び 7010



- 5 第5項は、劇場等に設ける喫煙所について定めたものである。後段は、消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合には一部の階を全面的に禁煙とすることができるものとしている。
- 6 第6項は、劇場等に設ける喫煙所の床面積について定めたものであり、床面積の合計を客席等の床面積の合計の30分の1以上とすることとしている。
- 7 第7項は、禁止場所において、禁止されている行為を行おうとする者があるときに、関係者の制止義務を規定したものである。

「制止」とは、喫煙等の場所において、喫煙等禁止行為を行っている者に対し、喫煙等をしてはならないこと、あるいは、所定の適法な場所において喫煙等を行うように告げることであり、実力をもって喫煙等の行為を阻止しなければならないということはない。

なお、制止の方法は、喫煙等を行っている者に対し、直接行っても、また、放送設備等を通じて包括的行ってもよい。